

「令和6年度デジタルヘルスケア環境普及促進事業企画運営業務」委託基本仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和6年度デジタルヘルスケア環境普及促進事業」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される運営業務の条件となる基本的な仕様を示すものである。このため、業務委託契約書に添付する仕様書については、県と公募型プロポーザルにより選定された受託候補者が基本仕様書及び企画提案書をもとに協議のうえ、改めて作成する。

2 業務名

令和6年度デジタルヘルスケア環境普及促進事業企画運営業務

3 目的

愛媛県の健康課題である健康寿命の延伸及び生活習慣病やそれに起因する循環器病等の疾患の予防に向けて、県民の健康意識の醸成に向けた周知啓発はもとより、健診受診や運動促進など健康づくりに向けた行動変容を促す取組みを強化していくことが重要である。

については、本県において令和2年度から5年度まで国民健康保険加入者に限定して実施してきたスマートフォンのヘルスケアアプリを活用した取組みについて、全ての県民を対象に展開するとともに、市町や医療保険者、事業所等と連携して楽しく継続的に自然と健康になれる環境の構築を図るため、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

4 事業費（委託料）

72,396,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ただし、本事業の委託契約は成果連動型で実施することとしており、事業費と成果報酬額の金額の区分は以下のとおりとする。

- ・事業経費にかかる部分 66,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- ・成果報酬にかかる部分 6,396,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 委託期間

契約締結した日から令和7年3月31日(月)まで

※なお、本事業は事業の内容及び成果を踏まえ、県議会の承認を前提として概ね3年間（令和6年度～令和8年度）の事業実施を計画している。また、原則、事業実施状況が良好な場合において初年度に契約した事業者と引き続き契約することを想定しているが、その場合においても年度ごとに契約を締結するものとする。

6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- (1) 本事業は、県民の健康寿命延伸に向けて健康づくりに関する県民の行動変容を目指して実施するものであること。
- (2) 本事業は、県、市町及び医療保険者や民間事業者等の県民の健康づくりに携わる関係者がデジタル技術を活用し、連携して取り組みを実施できる環境を整備し、普及を図るものであること。

(3) 本事業は、デジタル技術を活用して各市町が健康ポイントの付与や医療費削減に向けた健康づくりの取組みを実施できる基礎的な環境を県が整備し、将来的にはその運営を市町等に任せることを目標に実施するものであること。

7 業務内容

本事業により委託する業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 県民を利用対象としたスマートヘルスケアアプリの開発及び運営

本事業により開発するスマートヘルスケアアプリの内容及びその運営については、別紙「デジタルヘルスケア環境普及促進事業委託業務仕様一覧表」に掲載する条件を満たすものとする。なお、アプリケーションの開発にあたっては既存のアプリケーションを活用したもののほか、新たに開発するものでも差し支えない。また、条件を満たせない項目については、原則、代替方法での対応を必須とする。

(別紙業務仕様対応表に記載している内容の概略)

- ・ Android OS 又は iOS で動作が可能なスマートヘルスケアアプリの開発・運用
- ・ アプリによる利用者の歩行数及び基本的な健康状態の記録
- ・ 国保データベース及びマイナポータル連携による健康診断結果等の閲覧
- ・ 利用者個々のパーソナルヘルスデータを基にした健康予測の表示及び助言
- ・ 市町の健康ポイント管理機能の実装
- ・ アプリの登録者数や利用率向上に繋げるための、県や市町等が実施する他の施策（健康・スポーツイベント等）と連携できる仕組みの構築
- ・ イベント開催やゲーミフィケーションの活用など楽しく継続してアプリを利用できる工夫
- ・ アプリで収集する個人情報のセキュリティ確保及び障害が発生した際の対応
- ・ アプリの登録者数や利用率を向上させるための広報活動の企画立案、実施
- ・ 本事業における県、市町等の取組みに対する提案及び支援
- ・ 事業実施体制における専門家等の配置又は連携確保

(2) 成果連動型民間委託契約による事業の実施

本事業は成果連動型民間委託契約により実施する。成果報酬の上限額は項目4で示したとおりとし、算定については県が令和5年度に実施している「アプリを用いた健康づくりの成果指標検証事業」で判明予定の1日1歩増加した際の年齢別の医療費抑制単価と下記で示す事業の成果目標を活用する予定である。なお、具体的な算定方法は契約締結の際に改めて検討する。

(3) スマートヘルスケアアプリケーションの提供時期

本事業によるアプリケーションの県民への提供時期は令和6年9月中の開始を目標とする。ただし、別紙「デジタルヘルスケア環境普及促進事業委託業務仕様一覧表」に掲載するアプリ機能のうち、市町の健康ポイントの管理を除く機能について概ね備えた状態とする。

(4) 本事業の成果目標

本事業では、スマートフォンアプリの利用を通じて健康行動を増加させた人数を令和8年度までに10,000人にすることを成果目標としている。なお、初年度の目標値は2,000人とし、健康行動の内容としては年間における平均歩行数の増加を想定している。(歩行数以外のものについても測定可能かつエビデンスが明確なものがあれば検討を行う。)

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。その場合であっても、再委託金額の合計が委託料全体の5割を超えてはならない。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施に当たっては県と協議を重ねながら実施するものである。また、委託契約書における当初の仕様書に明記されていない事態が生じた際は、県及び受託者は事業成果の達成に向けて真摯に協力して対応を図るものとする。